

水島港国際公共埠頭利用関係者 各位

岡山県備中県民局 水島港湾事務所  
維持管理課長  
(埠頭保安管理者)

水島港国際埠頭施設における制限区域立入許可証の更新について

水島港における保安対策につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、水島港の国際埠頭における制限区域への立入を適切に実施するため、制限区域立入許可証を発行しておりますが、現在発行しているすべての許可証の有効期限は、**令和5年2月28日まで**となっております。

つきましては、令和5年3月1日以降においても許可証が必要な場合は、次により、交付申請書を提出してください。

記

1 提出書類

- (1) 制限区域立入許可証交付申請書（会社印又は代表者印を押印した原本）
- (2) 申請者の顔写真データ

※写真については、肩上半身の正面にて、J P E G形式又はG I F形式に「申請番号・氏名」をタイトルにしてメールにて提出願います。

※メールの表題に【更新】と記載ください。（例）【更新】制限区域立入許可証申請

2 提出期限

**令和5年1月31日（火）** [先着順で発行します。]

※この日以降の申請は、令和5年2月28日までのお渡しができない場合がありますので、早めの提出をお願いします。

3 その他

- (1) 許可証の有効期限が切れている場合には、いかなる理由があっても制限区域への立入はできません。立ち入るためには一時立入の手続が必要となります。
- (2) 現行の許可証は、有効期限終了後に遅滞なく返却してください。
- (3) 申請方法については、当事務所のホームページにも掲載していますので、参考にしてください（<https://www.pref.okayama.jp/page/264817.html>）。

岡山県備中県民局水島港湾事務所  
維持管理課 管理班 担当：中島  
〒712-8056 岡山県倉敷市水島福崎町1-1-2  
TEL 086-444-7144 FAX 086-448-9600  
Mail（申請書提出先）：hoan-mizu@pref.okayama.jp